

平成 20 年 5 月 29 日

岡山サッカーリーグ各リーグ常任運営委員会 委員長 殿  
社会人連盟運営委員会 委員 殿

社会人連盟委員長  
柴岡富美男

公式試合における飲水タイムの適用と実施要領について（通知）

前略

標記の件につきまして、社会人連盟役員会において、熱中症による事故防止の観点から『飲水タイム』を適用してもかまわないことになりましたので、実施する場合は下記要領にて実施していただきたく、お願い申し上げます。

記

1、実施期間

7月1日～9月末 を原則とする。

2、対象試合

岡山サッカーリーグ（県リーグ、地区リーグ）及び県内各種大会

3、実施方法

ゲーム実施時間帯の天候と気温を考慮し、試合開始までに主審と常任運営委員及び当該試合の両チームの責任者とで協議し、実施の可否を決める。

ゲーム前後半それぞれの中間の時間帯に1分程度の飲水タイムを設ける。

（1分程度とは、主審が飲水して元の位置に戻る時間を目処とする）

（天候が改善した場合や、中間の時間帯に負傷者の搬出等で飲水する時間が確保された場合は、前後半とも同様に実施する必要は無い。この様な場合は主審が飲水を促すこと）

主審は試合の流れに影響の少ない状況を見極めて、適当な時間帯に試合を止める。  
長いフォイッスルの合図と共にジェスチャーで飲水タイムである事を選手に伝える。

チーム及び選手は速やかに飲水出来るように事前に複数箇所に水を準備する事。

4、その他

飲水タイムはロスタイムとして扱う。

審判がチームの水を戴く事がありますので、協力してください。

ピッチが芝生の場合は、芝生保護のために【水】としてください。

以上